

令和4年4月8日

保護者等 様

京都府立盲学校
校長 山下 融子

気象警報発令時及び災害等による交通機関臨時運休時の措置について

陽春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、気象警報発令時及び災害等による交通機関臨時運休時の措置については、下記のとおりとしますので、お願い申し上げます。

警報発令時は、本校ホームページ上でお知らせしますので、必ず登校前に御確認ください。

記

1 特別、暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪の気象警報(以下「気象警報」という)が発令されている場合

(1) 「京都市」に、午前7時現在、気象警報が発令されているときの措置

テレビ、ラジオ及びインターネット等の ニュースまたは天気予報	措置内容
午前7時現在、気象警報が発令されている場合	自宅待機
午前10時まで気象警報が解除された場合	第3校時から始業
午前10時現在、気象警報が発令されている場合	臨時休業

(2) 「京都市」に、午前7時～午前8時30分に、気象警報が発令されたときの措置

自宅を出発する前の幼児児童生徒	自宅待機
既に登校している幼児児童生徒	学校待機
通学途上のスクールバス利用生	スクールバスが到着後、学校待機
通学途上の自主通学生	原則、登校し、学校待機

テレビ、ラジオ及びインターネット等の ニュースまたは天気予報	措置内容
午前10時まで気象警報が解除された場合	第3校時から始業
午前10時現在、気象警報が発令されている場合	臨時休業 学校待機中の幼児児童生徒の下校については、その後の気象予報を踏まえ、本人や保護者等と相談し、決定する。 (昼食が必要となる場合は別途相談) (通常運行のスクールバスの利用可)

(3) 「京都市」に、午前8時30分以降に、気象警報が発令されたときの措置

原則として、平常授業を行います。

ただし、その後の気象予報により、下校時刻を早めたり、保護者等による学校もしくは最寄り駅等までの迎えをお願いしたりする場合があります。

*なお、京都市以外に居住する幼児児童生徒については、その居住地に気象警報が発令されている場合、上記に準じた対応とします。

2 災害等により利用する交通機関が臨時運休した場合

交通機関の状況	措置内容
午前7時現在、臨時運休し、自主登校することが困難な場合	自宅学習
午前10時までに運行が開始された場合	登校
午前10時以降も引き続き臨時運休し、自主登校することが困難な場合	自宅学習

※災害等の状況により臨時休業することがあります。

3 スクールバスについて

- (1) 京都市に気象警報が発令されている場合でも、スクールバスは各バス停安全確認のための運行をします。気象警報が解除されていれば、利用してください。
- (2) 気象警報が午前10時までに解除され、第3校時から始業する場合、登校時のスクールバスは運行しません。自主登校が困難な場合は、自宅学習としますので、その旨を学校に連絡してください。なお、下校時のスクールバスは平常どおり運行します。
- (3) 災害等の状況によりスクールバスの運行が不可能な場合は、運行を中止します。

4 特別警報が授業中に発令された場合

スクールバスの運行が困難となる場合があります。その際には学校に直接迎えに来ていただくことをお願いすることがあります。